

国家戦略特別区域法における
農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
(平成25年12月13日～)

資料 2 - 3

現行制度

- 農地の権利移動の許可(3条許可)関係事務については、農業委員会が実施する。

特例措置

- **市町村長と農業委員会**が、農業委員会の**農地の権利移動の許可関係事務**を市町村が分担することに**合意した場合**に、**市町村が当該許可事務を行う**ことができることとする。

農地法等に係る事務

・農委の権利移動の許可事務

・その他の事務

合意に基づいて市町村長が分担

従来どおり農業委員会が実施



特例措置の狙い

- 農業委員会は、農地のあっせん、遊休農地の解消等に注力することができ、地域の農地の流動化が円滑に進む。

特例活用市町村

養父市(平成26年10月～)、新潟市(平成27年3月～)、常滑市(平成27年12月～)

平成27年農業委員会法改正の概要（平成28年4月1日施行）

法改正の趣旨

農業委員会が、その主たる使命である、**農地利用の最適化**をより良く果たせるようにするため、当該業務を必須化するとともに、業務強化の観点から**推進委員**を新設。

農業委員会業務の重点化

- 農業委員会の**業務の重点**は、**農地利用の最適化**（※）の**推進**であることを明確にし、その業務を必須化

※担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進

農地利用最適化推進委員の新設

- 農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化業務を専門的に担う**農地利用最適化推進委員**を**新設**

（推進委員数：17,840人（平成30年10月時点））